

### Ⅲ 資産税関係

- 1 課税状況
- 2 固定資産評価状況（概要調書）
- 3 課税標準の特例等
- 4 固定資産税縦覧件数
- 5 登記申請書受領件数

# 1 課税状況

## (1) 固定資産税

(単位：人・千円)

区分		年度等		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		納税義務者数	課税標準額	決 算	決 算	決 算	決 算
固 定 資 産 税	土 地	納税義務者数		238,594	239,261	240,200	240,480
		調定額		18,181,713	18,084,745	17,988,246	17,974,297
	家 屋	納税義務者数		250,769	252,182	253,824	255,095
		調定額		22,067,681	22,613,073	23,159,244	22,653,334
償 却 資 産	納税義務者数		9,406	9,495	9,683	10,217	
	調定額		7,588,581	7,518,260	7,555,436	7,736,113	
計		納税義務者数		325,053	325,805	326,850	326,982
		調定額		47,837,975	48,216,078	48,702,926	48,363,744
交 付 金				225,122	244,275	232,826	219,354
合 計				48,063,097	48,460,353	48,935,752	48,583,098

## (2) 都市計画税

(単位：人・千円)

区分		年度等		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		納税義務者数	課税標準額	決 算	決 算	決 算	決 算
土 地	納税義務者数			192,610	193,263	194,208	194,835
	課税標準額			3,976,423	3,965,249	3,955,068	3,961,832
家 屋	納税義務者数			204,147	205,383	206,778	207,915
	課税標準額			3,826,026	3,916,029	4,010,133	3,931,688
計		納税義務者数		258,488	259,010	259,816	259,993
		課税標準額		7,802,449	7,881,278	7,965,201	7,893,520

## (3) 特別土地保有税

(単位：人・千円)

区分	年度等	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		納税義務者数	課税標準額	調定額	納税義務者数	課税標準額	調定額	納税義務者数	課税標準額	調定額	納税義務者数	課税標準額	調定額	納税義務者数	課税標準額	調定額
保 有 分		1	106,391	1,198	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 得 分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1	106,391	1,198	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 平成15年度以降、新規課税停止。

(注) 合計納税義務者数は、保有分、取得分の延べ人数。

## (4) 固定資産税 (対前年比)

(単位：%)

区分		年度等		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		納税義務者数	調定額	決 算	決 算	決 算	決 算
固定資産税	土地	納税義務者数		100.37	100.28	100.39	100.12
		調定額		100.19	99.47	99.47	99.92
	家屋	納税義務者数		100.64	100.56	100.65	100.50
		調定額		97.47	102.47	102.42	97.82
	償却資産	納税義務者数		105.98	100.95	101.98	105.51
		調定額		101.95	99.07	100.49	102.39
	計	納税義務者数		100.43	100.23	100.32	100.04
		調定額		99.18	100.79	101.01	99.30
	交付金			96.32	108.51	95.31	94.21
	合計			99.17	100.83	100.98	99.28

## (5) 都市計画税 (対前年比)

(単位：%)

区分		年度等		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		納税義務者数	調定額	決 算	決 算	決 算	決 算
土地	納税義務者数			100.46	100.34	100.49	100.32
	調定額			100.30	99.72	99.74	100.17
家屋	納税義務者数			100.72	100.61	100.68	100.55
	調定額			97.71	102.35	102.40	98.04
計	納税義務者数			100.39	100.20	100.31	100.07
	調定額			99.02	101.01	101.06	99.10

## (6) 特別土地保有税 (対前年比)

(単位：%)

区分	年度等	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		納税義務者数	課税標準額	調定額	納税義務者数	課税標準額	調定額	納税義務者数	課税標準額	調定額	納税義務者数	課税標準額	調定額	納税義務者数	課税標準額	調定額
保有分	皆増	皆増	皆増	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
取得分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
計	皆増	皆増	皆増	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

## 2 固定資産評価状況（概要調書）

### (1) 土 地

年度等	区分	筆 数 (筆)	地 積 (m <sup>2</sup> )	決 定 価 格		単 位 当 たり 価 格	
				評 価 額 (千円)	課税標準額 (千円)	平均価格 (円)	最高価格 (円)
田	27	297,059	281,675,456	64,331,695	41,509,029	228	71,049
	28	297,133	281,572,035	63,170,466	41,636,603	224	60,946
	29	295,782	281,499,365	61,802,929	41,240,722	220	60,450
	30	294,933	281,110,103	56,971,895	40,229,216	203	60,258
	1	293,943	280,964,166	56,046,916	39,922,763	199	60,258
畑	27	119,526	50,543,012	72,207,089	15,088,003	1,429	80,053
	28	118,547	50,301,377	67,610,462	15,213,831	1,344	79,448
	29	117,367	49,915,038	63,555,381	15,151,476	1,273	79,448
	30	116,593	49,635,260	60,263,242	15,113,644	1,214	86,400
	1	114,706	49,195,604	58,195,809	15,326,518	1,183	86,400
宅 地	27	723,453	117,124,195	3,043,280,785	1,158,005,902	25,910	445,706
	28	724,773	117,397,988	3,031,980,625	1,151,685,963	25,827	437,651
	29	725,617	117,688,989	3,024,567,126	1,145,436,721	25,619	430,043
	30	728,451	118,374,045	3,042,806,524	1,145,560,915	25,619	428,298
	1	729,109	118,707,434	3,042,726,463	1,143,107,261	25,543	428,298
鉱 泉 地	27	11	36	4,087	4,086	113,528	469,898
	28	11	36	4,086	4,086	113,528	469,898
	29	11	36	4,087	4,087	113,528	469,898
	30	11	36	3,868	3,868	107,444	447,769
	1	11	36	3,868	3,868	107,444	447,769
池 沼	27	376	1,047,210	151,613	112,059	139	15,325
	28	358	1,034,826	149,894	112,841	139	15,138
	29	356	1,034,394	149,178	113,369	138	15,107
	30	353	1,033,023	148,765	113,835	138	15,097
	1	341	1,030,928	120,120	96,386	112	13,167

区分 年度等		筆 数 (筆)	地 積 (m <sup>2</sup> )	決 定 価 格		単位当たり価格	
				評 価 額 (千円)	課税標準額 (千円)	平均価格 (円)	最高価格 (円)
山 林	27	33,240	31,200,420	3,602,699	2,281,146	115	29,373
	28	33,191	31,169,695	3,569,542	2,337,028	115	29,373
	29	33,131	31,125,294	3,547,386	2,400,632	114	29,373
	30	33,013	30,925,161	3,127,385	2,183,017	101	27,616
	1	34,638	31,203,254	3,113,268	2,252,047	100	27,610
原 野	27	1,786	556,794	285,791	183,570	430	31,780
	28	1,774	555,434	280,387	184,429	425	31,780
	29	1,757	546,539	273,172	182,926	423	31,780
	30	1,724	543,708	236,766	161,576	373	32,060
	1	1,703	529,663	229,379	159,002	372	32,060
雑 種 地	27	54,500	15,220,066	127,413,502	85,153,368	8,147	248,492
	28	54,249	15,323,823	125,739,930	84,364,740	7,992	243,918
	29	53,756	15,382,422	125,075,853	84,217,400	7,928	240,990
	30	53,081	15,459,464	125,970,355	84,436,032	7,950	246,000
	1	52,508	15,452,870	126,111,561	84,690,658	7,960	246,000
計	27	1,229,951	497,367,189	3,311,277,260	1,302,337,163	-	469,898
	28	1,230,036	497,355,214	3,292,505,392	1,295,539,521	-	469,898
	29	1,227,777	497,192,077	3,278,975,112	1,288,747,333	-	469,898
	30	1,228,159	497,080,800	3,289,528,800	1,287,802,103	-	447,769
	1	1,226,959	497,083,955	3,286,547,384	1,285,558,503	-	447,769

## (2) 家 屋

## ア 総 計

年度等		区 分	棟 数 (棟)	床 面 積 (m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 (千円)	単 位 当 たり 価 格 (円)
木 造	27		313,336	37,925,086	701,987,786	18,510
	28		313,465	38,103,420	726,986,019	19,079
	29		314,310	38,297,112	751,465,575	19,622
	30		314,976	38,478,518	731,971,297	19,023
	1		315,113	38,603,149	756,818,512	19,605
非 木 造	27		51,539	20,451,545	936,542,868	45,793
	28		51,711	20,544,682	950,462,147	46,263
	29		52,155	20,670,934	966,076,179	46,736
	30		52,746	20,746,276	950,550,043	45,818
	1		53,077	20,866,407	970,958,322	46,532
計	27		364,875	58,376,631	1,638,530,654	28,068
	28		365,176	58,648,102	1,677,448,166	28,602
	29		366,465	58,968,046	1,717,541,754	29,127
	30		367,722	59,224,794	1,682,521,340	28,409
	1		368,190	59,469,556	1,727,776,834	29,053

## イ 新 増 築 分

年度等		区 分	棟 数 (棟)	床 面 積 (m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 (千円)	単 位 当 たり 価 格 (円)
木 造	27	新築	3,274	441,373	27,036,244	61,255
		増築	365	17,683	987,680	55,855
		計	3,639	459,056	28,023,924	61,047
	28	新築	3,241	434,080	26,387,380	60,789
		増築	326	12,668	694,488	54,822
		計	3,567	446,748	27,081,868	60,620
	29	新築	3,219	425,485	25,972,006	61,041
		増築	257	10,872	603,697	55,528
		計	3,476	436,357	26,575,703	60,904
30	新築	3,184	419,939	27,520,977	65,536	
	増築	296	12,760	763,628	59,845	
	計	3,480	432,699	28,284,605	65,368	

年度等		区 分	棟 数 (棟)	床 面 積 (m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 (千円)	単 位 当 たり 価 格 (円)
木 造	1	新築	3,224	407,613	26,749,750	65,625
		増築	236	8,730	547,974	62,769
		計	<b>3,460</b>	<b>416,343</b>	<b>27,297,724</b>	<b>65,565</b>
非 木 造	27	新築	666	151,697	13,026,504	85,872
		増築	80	14,039	768,369	54,731
		計	<b>746</b>	<b>165,736</b>	<b>13,794,873</b>	<b>83,234</b>
	28	新築	595	172,008	14,532,348	84,486
		増築	83	8,906	941,066	105,667
		計	<b>678</b>	<b>180,914</b>	<b>15,473,414</b>	<b>85,529</b>
	29	新築	683	206,394	16,911,351	81,937
		増築	78	24,427	1,716,577	70,274
		計	<b>761</b>	<b>230,821</b>	<b>18,627,928</b>	<b>80,703</b>
	30	新築	863	200,633	16,254,484	81,016
		増築	93	13,898	1,246,659	89,701
		計	<b>956</b>	<b>214,531</b>	<b>17,501,143</b>	<b>81,579</b>
1	新築	784	231,710	22,396,871	96,659	
	増築	74	8,386	736,659	87,844	
	計	<b>858</b>	<b>240,096</b>	<b>23,133,530</b>	<b>96,351</b>	
計	27	新築	3,940	593,070	40,062,748	67,551
		増築	445	31,722	1,756,049	55,357
		計	<b>4,385</b>	<b>624,792</b>	<b>41,818,797</b>	<b>66,932</b>
	28	新築	3,836	606,088	40,919,728	67,514
		増築	409	21,574	1,635,554	75,811
		計	<b>4,245</b>	<b>627,662</b>	<b>42,555,282</b>	<b>67,800</b>
	29	新築	3,902	631,879	42,883,357	67,866
		増築	335	35,299	2,320,274	65,732
		計	<b>4,237</b>	<b>667,178</b>	<b>45,203,631</b>	<b>67,753</b>
	30	新築	4,047	620,572	43,775,461	70,541
		増築	389	26,658	2,010,287	75,410
		計	<b>4,436</b>	<b>647,230</b>	<b>45,785,748</b>	<b>70,741</b>
1	新築	4,008	639,323	49,146,621	76,873	
	増築	310	17,116	1,284,633	75,055	
	計	<b>4,318</b>	<b>656,439</b>	<b>50,431,254</b>	<b>76,825</b>	

ウ 減 少 分

年度等		区分	棟数 (棟)	床面積 (m <sup>2</sup> )	決定価格 (千円)	単位当たり価格 (円)
木 造	27		2,452	249,180	2,341,486	9,397
	28		2,418	242,051	2,266,769	9,365
	29		2,639	261,294	2,509,378	9,604
	30		2,719	270,905	2,642,253	9,753
	1		2,818	291,747	2,857,196	9,793
非 木 造	27		379	92,435	2,671,564	28,902
	28		419	105,892	2,822,003	26,650
	29		414	112,118	2,942,974	26,249
	30		472	149,897	4,648,774	31,013
	1		491	132,939	3,422,887	25,748
計	27		2,831	341,615	5,013,050	14,675
	28		2,837	347,943	5,088,772	14,625
	29		3,053	373,412	5,452,352	14,601
	30		3,191	420,802	7,291,027	17,327
	1		3,309	424,686	6,280,083	14,788



## (3) 償却資産

(単位：千円)

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		決定価格	課税標準額					
市 長 決 定	構 築 物	決定価格	106,672,797	106,674,732	108,968,440	111,435,627	113,716,780	
		課税標準額	101,410,479	101,201,858	103,506,908	106,226,061	108,712,823	
	機 械 ・ 装 置	決定価格	213,505,266	210,372,373	219,904,469	226,405,154	238,708,683	
		課税標準額	205,615,129	201,897,817	207,979,634	213,655,143	220,842,093	
	船 舶	決定価格	2,535,083	2,226,569	2,529,385	2,507,513	2,047,373	
		課税標準額	1,206,918	1,020,766	1,166,827	1,295,367	950,212	
	航 空 機	決定価格	59,720	622,294	408,928	299,931	279,356	
		課税標準額	59,720	622,294	408,928	299,931	279,356	
	車 両 搬 送 具	決定価格	3,386,536	3,516,359	3,451,207	3,402,934	3,375,043	
		課税標準額	3,386,520	3,516,353	3,451,201	3,402,056	3,370,382	
	工 具 ・ 器 具 備	決定価格	69,897,097	68,406,054	70,465,017	69,249,380	70,757,468	
		課税標準額	69,871,597	68,390,258	70,453,143	69,179,100	70,644,110	
	計	決定価格	396,056,499	391,818,381	405,727,446	413,300,539	428,884,703	
		課税標準額	381,550,363	376,649,346	386,966,641	394,057,658	404,798,976	
配 分	総 務 大 臣	決定価格	161,048,938	157,747,584	154,427,699	163,298,274	158,024,700	
		課税標準額	150,498,822	145,914,274	143,236,714	147,259,580	142,275,067	
	県 知 事	決定価格	3,405,292	3,316,944	3,050,266	2,613,631	2,619,484	
		課税標準額	759,163	807,146	751,633	670,054	712,665	
	計	決定価格	164,454,230	161,064,528	157,477,965	165,911,905	160,644,184	
		課税標準額	151,257,985	146,721,420	143,988,347	147,929,634	142,987,732	
合 計	決定価格	560,510,729	552,882,909	563,205,411	579,212,444	589,528,887		
	課税標準額	532,808,348	523,370,766	530,954,988	541,987,292	547,786,708		

## (4) 交付金

(単位：円)

省 庁	団 体 名	平成27年度	計	平成28年度	計	平成29年度	計	平成30年度	計	令和元年度	計
最高裁判所	新潟地方裁判所	1,258,300	1,515,700	1,230,800	1,484,200	1,198,500	1,448,000	1,163,800	1,401,800	1,120,700	1,347,300
	新潟家庭裁判所	257,400		253,400		249,500		238,000		226,600	
内 閣 府	新潟県警察本部	566,800	1,573,600	565,800	1,062,400	0	494,600	0	346,200	0	229,100
	北 関 東 防 衛 局	1,006,800		496,600		494,600		346,200		229,100	
法 務 省	新潟地方法務局	0	1,309,700	0	1,279,100	0	1,201,900	0	1,188,400	0	1,185,200
	新潟地方検察庁	1,296,100		1,265,600		1,188,500		1,175,100		1,172,000	
	新潟刑務所	13,600		13,500		13,400		13,300		13,200	
財 務 省	関 東 財 務 局	17,774,000	18,555,100	16,789,300	17,554,400	14,822,800	15,567,800	14,267,100	14,993,400	13,730,400	14,437,300
	東 京 税 関	549,100		530,700		517,600		505,000		493,200	
	関 東 信 越 国 税 局	232,000		234,400		227,400		221,300		213,700	
国 土 交 通 省	東 京 航 空 局	70,617,000	82,039,000	67,384,000	77,738,300	71,926,900	81,944,900	78,382,900	88,034,000	82,384,700	91,885,500
	北 陸 地 方 整 備 局	11,363,500		10,296,000		9,961,300		9,594,500		9,443,500	
	北 陸 信 越 運 輸 局	58,500		58,300		56,700		56,600		57,300	
	第九管区海上保安本部	-		-		-		-		-	
	東 京 管 区 気 象 台	-		-		-		-		-	
厚 生 労 働 省	厚生労働省大臣官房	-	2,033,400	-	1,937,900	-	1,848,200	-	1,767,300	-	1,693,400
	厚生労働省労働基準局	1,069,500		1,019,000		971,800		927,800		886,500	
	厚生労働省職業安定局	963,900		918,900		876,400		839,500		806,900	
新 潟 県	新 潟 県	118,095,600	118,095,600	142,607,700	142,607,700	129,683,500	129,683,500	110,986,100	110,986,100	108,201,000	108,201,000
三 条 市	三 条 市	-	-	610,600	610,600	637,100	637,100	637,100	637,100	631,800	631,800
交 付 金 計	納 期 6 月 30 日		225,122,100		244,274,600		232,826,000		219,354,300		219,610,600
合 計			225,122,100		244,274,600		232,826,000		219,354,300		219,610,600

### 3 課税標準の特例等

#### (1) 土 地

(単位：千円)

区 分	地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
	評価額の1/2の額	減額後の課税標準額						
法第349条の3第10項 (日本放送協会)	評価額の1/2の額				209,970		20,121	230,091
	減額後の課税標準額				146,884		13,745	160,629
法第349条の3第12項 (登録有形文化財等の敷地)	評価額の1/2の額							
	減額後の課税標準額							
法第349条の3第19項 (特定地方交通線等)	評価額の1/4の額							
	減額後の課税標準額							
法第349条の3第22項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額の1/3の額							
	減額後の課税標準額							
	評価額の1/6の額							
法第349条の3第23項 (新関西国際空港㈱)	減額後の課税標準額							
	評価額の1/2の額							
法第349条の3第26項 (中部国際空港㈱)	減額後の課税標準額							
	評価額の1/2の額							
法附則第15条第13項 (並行在来線)	減額後の課税標準額							
	評価額の1/2の額							
法附則第15条第19項 (成田国際空港㈱)	減額後の課税標準額							
	評価額の9/10の額							
法附則第15条第22項 (外資埠頭公社の民営化会社に係る承継特例)	減額後の課税標準額							
	評価額の1/2の額							
	減額後の課税標準額							
	評価額の3/5の額							
法附則第15条第23項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	減額後の課税標準額							
	評価額の5/6の額				1,594,925			1,594,925
法附則第15条第26項 (公益法人の所有する能楽堂の敷地)	減額後の課税標準額				1,092,605			1,092,605
	評価額の1/2の額							
	減額後の課税標準額							
	評価額の1/2の額							

## (1) 土 地 (つづき)

(単位：千円)

区 分	地 目	地 目					計
		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	
法 附 則 第 15 条 第 42 項 (農地中間管理機構賃借権10年以上)	評 価 額 の 1 / 2 の 額	248,412	1,478				249,890
	減 額 後 の 課 税 標 準 額	248,412	1,478				249,890
法 附 則 第 15 条 第 42 項 (農地中間管理機構賃借権15年以上)	評 価 額 の 1 / 2 の 額						
	減 額 後 の 課 税 標 準 額						
法 附 則 第 15 条 第 44 項 ( 特 定 事 業 所 内 保 育 施 設 )	評 価 額			15,662			15,662
	評 価 額 に 特 例 率 を 乗 じ た 額			5,221			5,221
	減 額 後 の 課 税 標 準 額			3,542			3,542
法 附 則 第 15 条 の 3 第 1 項 ( 旅 客 会 社 等 に 係 る 承 継 特 例 )	評 価 額 の 3 / 5 の 額					1,564,977	1,564,977
	減 額 後 の 課 税 標 準 額					1,046,957	1,046,957
	評 価 額 の 3 / 10 の 額						
平成10年改正法附則第6条第9項による 旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外買埠頭)	評 価 額 の 1 / 2 の 額						
	減 額 後 の 課 税 標 準 額						
平成11年改正法附則第8条第8項による 旧法第349条の3第27項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評 価 額 の 1 / 6 の 額						
	減 額 後 の 課 税 標 準 額						
平成18年改正法附則第13条第9項による 旧法第349条の3第31項 (水資源開発機構)	評 価 額 の 1 / 6 の 額						
	減 額 後 の 課 税 標 準 額						
合 計	評 価 額	248,412	1,478	1,810,116		1,585,098	3,645,104
	減 額 後 の 課 税 標 準 額	248,412	1,478	1,243,031		1,060,702	2,553,623

## (2) 家 屋 (イ)

(単位：千円)

区 分		特例率	法定免税点以上のもの
決 定 価 格 (A)			1,726,924,118
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法 第 349 条 の 3 の 規 定 に よ る も の	第10項 (日本放送協会)	1/2 287,561
		第11項 (日本原子力研究開発機構)	1/3 2/3
		第12項 (登録有形文化財等)	1/2 20,392
		第16項 (宇宙航空研究開発機構)	1/3 2/3
		第17項 (海洋研究開発機構)	1/3 2/3
		第18項 (水資源機構)	1/2 3/4
		第19項 (特定地方交通線)	1/4
		第21項 (科学技術振興機構)	1/2
		第23項 (新関西国際空港株式会社)	1/2
		第24項 (信用協同組合等)	3/5 1,712,788
		第26項 (中部国際空港)	1/2
		第28項 (家庭的保育事業)	1/2
		第29項 (居宅訪問型保育事業)	1/2
		第30項 (事業所内保育事業)	1/2
		第31項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	1/2
		第33項 (量子科学技術研究開発機構)	1/3 2/3
		第34項 (世界遺産)	1/3
	法 附 則 第 15 条 の 規 定 に よ る も の	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	1/2
		第4項 (心身障害者多数雇用事業所)	5/6
		第13項 (並行在来線の譲受資産)	1/2
		第17項 (PFIによる公共施設等の整備等)	1/2
		第18項 (都市利便施設 (都市再生緊急整備地域) ) ( " (特定都市再生緊急整備地域) )	— —
		第19項 (成田国際空港株式会社)	7/8
		第20項 (PFI国立大学の校舎)	1/2
		第21項 (都市鉄道利便増進施設)	2/3
		第22項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	1/2 3/5
第23項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)		5/6 620,450	
第24項 (鉄道事業再構築事業)		1/4	
第26項 (公益法人の所有する能楽堂)		1/2	
第27項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等 (国際戦略港湾) ) " ( " (特定国際拠点港湾) )	1/2 2/3		
第29項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設)	—		
第31項 (駅のバリアフリー化施設)	2/3 5,026		
第35項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	2/3		
第39項 (認定誘導事業)	—		
第44項 (特定事業所内保育施設)	1/3 30,298		

## (2) 家 屋 (イ) (つづき)

(単位：千円)

	区 分	特例率	法定免税点以上のもの
課税標準の特例により減額になる額	法附則第15条の2	第2項 (JR北海道・四国に係る特例) ※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2
	法附則第15条の3	第1項 (旅客会社等に係る継承特例)	3/5
		〃 ( 〃 ) 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10
	昭47年附則第8条	第3項 (地下道等)	1/2
	昭62年附則第3条	第10項 (特定地方交通線)	1/4
	平成3年附則第8条	第3項 (都市基盤整備公団)	1/3
	平成7年附則第6条	第3項 (都市基盤整備公団)	1/3
		第5項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3
		〃 (日本電気計器検定所)	1/6
		〃 (日本消防検定協会)	1/6
		〃 (小型船舶検査機構)	1/6
		〃 (軽自動車検査協会)	1/6
		第8項 (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2
	平成10年附則第6条	第5項 (都市基盤整備公団)	1/2
		第9項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	1/2
	平成13年附則第8条	第8項 (高圧ガス保安協会)	1/6
	平成15年附則第11条	第9項 (日本電気計器検定所)	1/3
		〃 (日本消防検定協会)	1/3
		〃 (小型船舶検査機構)	1/3
		〃 (軽自動車検査協会)	1/3
	平成17年附則第7条	第11項 (高圧ガス保安協会)	1/3
		第9項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/6
	平成18年附則第13条	第10項 (自動車安全運転センター)	1/6
		第8項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	2/3
	平成19年附則第6条	第2項 (高圧ガス保安協会)	1/2
	平成20年附則第10条	第4項 (日本電気計器検定所)	1/2
		〃 (日本消防検定協会)	1/2
〃 (小型船舶検査機構)		1/2	
〃 (軽自動車検査協会)		1/2	
平成22年附則第11条	第19項 (PFI公共荷さばき施設等)	1/2	
	第20項 (PFI一般廃棄物処理施設)	1/2	
			83,058
			42,779
			2,151
			1,856

## (2) 家 屋 (イ) (つづき)

(単位：千円)

区 分		特例率	法定免税点以上のもの
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	平成23年附則第7条	第2項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2/3
			4/5
		第3項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	2/3
		第6項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/3
		第7項 (自動車安全運転センター)	1/3
		第8項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	1/2
		第25項 (スーパー中核港湾)	1/2
	平成25年附則第11条	第2項 (鉄道駅総合改善事業)	3/4
	平成26年附則第12条	第7項 (スーパー中核港湾)	1/2
		第8項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	1/2
	平成27年附則第17条	第5項 (都市利便施設 (都市再生緊急整備地域)) ( " (特定都市再生緊急整備地域))	3/5
			1/2
		第6項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設)	1/2
	平成28年附則第18条	第3項 (倉庫等)	1/2
		第7項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	4/5
		第9項 (JR三島特例：平成29.30年度分)	3/5
		第17項 (東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋)	1/4
平成29年附則第17条	第9項 (備蓄倉庫)	-	
平成30年附則第20条	第4項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設)	-	
平成31年附則第16条	第2項 (心身障害者多数雇用事業所)	5/6	
計 (B)			2,806,359
課 税 標 準 額 (A) - (B)			1,724,117,759

## (2) 家 屋 (口)

(単位：個・m<sup>2</sup>・千円)

区分	減額割合	総 数			令和元年度に新たに軽減対象となったもの			令和元年度で軽減期間の終了するもの			
		個 数	床面積 (m <sup>2</sup> )	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (m <sup>2</sup> )	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (m <sup>2</sup> )	軽減税額 (千円)	
法附則第15条の6	第1項 新築住宅	1/2	9,732	876,314	396,922	3,287	293,676	136,925	3,300	297,163	127,121
	第2項 新築住宅(中高層耐火建築物)	1/2	2,682	164,847	91,960	839	58,050	22,640	474	28,180	17,795
法附則第15条の7	第1項 認定長期優良住宅	1/2	3,591	396,201	183,752	640	71,078	36,026	783	87,228	36,765
	第2項 認定長期優良住宅(中高層耐火建築物)	1/2	18	2,146	1,004	1	120	80	6	717	285
法附則第15条の8 法附則第15条の6等 (軽減税額等)	第1項 市街地再開発事業	第1種 住宅(居住部分)	2/3								
		第1種 住宅(非居住部分)	1/4								
		第1種 住宅以外	1/4								
		第2種 住宅(居住部分)	2/3								
		第2種 住宅(非居住部分)	1/3								
		第2種 住宅以外	1/3								
	第2項 サービス付き高齢者向け住宅	-	30	1,167	1,097	30	1,167	1,097			
	第3項 防災街区整備事業	住宅(居住部分)	2/3								
		住宅(非居住部分)	1/3								
		住宅以外	1/3								
法附則第15条の9	第1項 耐震改修(住宅)	1/2	12	1,382	153	12	1,382	153	12	1,382	153
	第4項 バリアフリー改修(区分所有以外)	1/3	16	1,565	124	16	1,565	124	16	1,565	124
	第5項 バリアフリー改修(区分所有)	1/3	1	89	16	1	89	16	1	89	16
	第9項 省エネ改修(区分所有以外)	1/3	6	702	60	6	702	60	6	702	60
	第10項 省エネ改修(区分所有)	1/3									



(2) 家 屋 (口) (つづき)

区 分	減額割合	総 数			令和元年度に新たに軽減対象となったもの			令和元年度で軽減期間の終了するもの					
		個 数	床面積 (m <sup>2</sup> )	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (m <sup>2</sup> )	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (m <sup>2</sup> )	軽減税額 (千円)			
法附則第15条の6等	法附則第15条の9の2	第1項 耐震改修 (認定長期優良住宅化)	2/3	1	111	10	1	111	10	1	111	10	
		第1項 耐震改修 (通行障害・認定長期優良住宅化：1年目)	2/3										
		第1項 耐震改修 (通行障害・認定長期優良住宅化：2年目)	1/2										
		第4項 省エネ改修 (区分所有以外・認定長期優良住宅化)	2/3	1	120	24	1	120	24	1	120	24	
		第5項 省エネ改修 (区分所有・認定長期優良住宅化)	2/3										
	法附則第15条の10	第1項 耐震改修 (住宅以外)	1/2										
	法附則第15条の11	第1項 改修実演芸術公演施設	1/3										
	平成21年附則第8条	第13項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/3										
	平成27年附則第17条	第10項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/2										
			2/3										
	平成30年附則第20条	第8項 特定市街化区域農地の貸家住宅	第12項 サービス付き高齢者向け住宅	2/3	294	11,167	5,523				59	2,083	853
			1/2										
		2/3											
合 計				16,384	1,455,811	680,645	4,834	428,060	197,155	4,659	419,340	183,206	

## (3) 償却資産

(単位：千円)

区分	決定価格 (A)	課税標準の特例率		課税標準額(D) (A) × (B) / (C)	
		(B)	(C)		
第1項	(送電用資産・電気事業用)		1	3	
	(変電所・電気事業用)		3	4	
第2項	(新線構築物)		1	3	
	(新線立体交差化施設)		1	6	
第3項	(ガス事業用資産)	7,752,825	1	3	2,584,275
		3,308,960	2	3	2,205,973
第4項	(農業協同組合等共同利用設備)		1	2	
第5項	(外航船舶)	334,431	1	6	55,738
	(準外航船舶)		1	4	
第6項	(内航船舶)	1,636,935	1	2	818,468
第7項	(離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑥との連乗後))		1	6	
第8項	(国際路線用航空機)		1	5	
			1	10	
第9項	(離島路線用航空機)		1	3	
	(小型離島航空機)		1	4	
第10項	(日本放送協会)	903,943	1	2	451,971
第11項	(日本原子力開発機構)		1	3	
第13項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)		1	6	
第14項	①(青函・本四 鉄道施設)		1	6	
	②(青函・本四 新線構築物)		1	18	
	③(青函・本四 新線立体交差化施設)		1	36	
	④(青函・本四 変・送電用資産)		1	10	
第15項	(河川事業鉄軌道用資産)		1	6	
			2	3	
第16項	(宇宙航空研究開発機構)		1	3	
第17項	(海洋研究開発機構)		1	3	
第18項	(水資源機構)		1	2	
第19項	①(特定地方交通線)		1	4	
	②(新線構築物)		1	12	
	③(新線立体交差化施設)		1	24	
	④(河川事業鉄軌道用資産)		1	24	
			1	6	
⑤(変・送電用資産)		3	20		
第20項	(新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9,984	1	3	3,328
		9,848	2	3	6,565
第21項	(科学技術振興機構)	4,886	1	2	2,443
第23項	(関西国際空港株)		1	2	
第24項	(信用協同組合等)		3	5	
第25項	(変・送電用資産(鉄道事業用))		3	5	
第26項	(中部国際空港株)		1	2	
第27項	(外国貿易用コンテナ)		4	5	
第28項	(家庭的保育事業)(地域決定型地方税特例措置(わがまち特例))		1	3	
第29項	(居宅訪問型保育事業)(地域決定型地方税特例措置(わがまち特例))		1	3	

## (3) 償却資産(つづき)

(単位：千円)

区分	決定価格 (A)	課税標準の特例率		課税標準額(D) (A)×(B)÷(C)		
		(B)	(C)			
法 第 349 条 の 3	第30項 (事業所内保育事業)(地域決定型地方税特例措置(わがまち特例))		1	3		
	第31項 (認定生活困窮者就労訓練事業)		1	2		
	第32項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)		1	3		
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)		1	2		
	第33項 (量子科学技術研究開発機構)		1	3		
	第34項 (世界遺産)		1	3		
	旧第13項 (立体交差化施設)		-	-		
	旧第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)		4	5		
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)		1	2		
	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)		1	3		
	旧第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)		1	3		
			1	6		
	旧第25項 (日本電気計器検定所)		1	3		
			1	6		
			1	2		
	旧第26項 (日本消防検定協会)		1	3		
			1	2		
	旧第27項 (小型船舶検査機構)		1	3		
			1	2		
	旧第28項 (軽自動車検査協会)	7,515	1	3	2,505	
		2,422	1	6	404	
		1,450	1	2	725	
	旧第30項 (情報通信研究機構)		2	3		
	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	15	1	6	3	
		48	1	3	16	
	旧第32項 (高圧ガス保安協会)		1	3		
			1	2		
	旧第32項 (自動車安全運転センター)		1	6		
	旧第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)		1	2		
	旧第34項 (有線放送電話業務用資産)		1	6		
		2	3			
合計	13,973,262	-	-	6,132,414		
法 附 則 第 15 条	第1項 (倉庫等)		1	2		
			3	5		
	第2項	(公共の危害防止施設等)	1,772,298	1	6	295,383
			6,429,285	1	3	2,143,095
			69,272	1	2	34,636
		1号(地域決定型地方税特例措置(わがまち特例))	112,357	1	3	38,440
			1	2		
			3	4		
	第3項 (国内路線用航空機)		2	3		
			3	8		
	第5項	(沖縄電力(株))		2	3	
		(沖縄電力(株)変・送電用資産)		2	9	
			2	5		
	第6項 (大規模地震防災応急対策用資産)		2	3		
	第7項 (日本貨物鉄道(株)の新造車両)		3	5		
第8項 (雨水貯留浸透施設)		1	2			
第11項 (低公害車燃料等供給施設)		2	3			
第12項 (国際船舶)		1	18			

## (3) 償却資産(つづき)

(単位：千円)

区 分	決定価格 (A)	課税標準の特例率		課税標準額(D) (A)×(B)÷(C)	
		(B)	(C)		
第13項	①(特定鉄道事業譲受資産)		1	2	
	②(新線構築物)		1	6	
	③(立体交差化施設)		1	12	
	④(河川事業鉄軌道用資産)		1	12	
	⑤(変・送電用資産)		1	3	
第14項	(鉄道車両安全向上設備)		3	10	
第15項	(低床車両)		1	3	
第16項	(新造車両)		2	3	
			3	5	
第17項	(PFI公共施設)		1	2	
第18項	(都市利便施設)		1	2	
第19項	(成田国際空港(株))		9	10	
第20項	(国立大学校舎)		1	2	
第21項	(都市鉄道利便増進施設)		2	3	
第22項	(外貨埠頭公社の民営化に係る承継特例)		1	2	
第23項	(日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	129,374	5	6	107,812
第24項	(鉄道事業再構築事業)		1	4	
第25項	(バイオ燃料製造設備)		1	2	
第27項	(国際戦略港湾等の荷さばき施設等)		1	2	
第28項	(津波対策に資する港湾施設等)		1	2	
第30項	(津波避難施設等)		1	2	
第31項	(移動等円滑化のための設備)		2	3	
第32項	(再生可能エネルギー発電設備)	841,210	2	3	560,806
	(太陽光)(地域決定型地方税特例措置(わがまち特例))		2	3	
	(風力)(地域決定型地方税特例措置(わがまち特例))	17,645	2	3	11,763
	(水力)(地域決定型地方税特例措置(わがまち特例))		1	2	
	(地熱)(地域決定型地方税特例措置(わがまち特例))		1	2	
	(バイオマス)(地域決定型地方税特例措置(わがまち特例))	1,672,666	1	2	836,333
第33項	(熱電併給型動力発生装置)		5	6	
第34項	(鉄道耐震補強設備)		2	3	
第35項	(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)		2	3	
第36項	(放送ネットワーク災害対策用設備)		3	4	
第37項	(浸水防止用設備)(地域決定型地方税特例措置(わがまち特例))		2	3	
第38項	(国家戦略特区)		1	2	
第39項	(認定誘導事業により取得した公共施設等)		4	5	
第40項	(特別特定技術基準施設の耐震化)		2	3	
第41項	(無電柱化)		2	3	
第43項	(経営力向上設備等)	16,545,769	1	2	8,272,885
合 計		27,589,876	-	-	12,301,153

## (3) 償却資産(つづき)

(単位：千円)

区 分	決定価格 (A)	課税標準の特例率		課税標準額(D) (A)×(B)÷(C)
		(B)	(C)	
旧第3項 (公害防止設備)	70,273	1	3	23,425
	7,462	2	3	4,974
旧第5項 (公共危害防止構築物)		1	3	
	162	3	5	97
旧第6項 (公害防止優良更新施設)	4,161	1	2	2,080
旧第7項 (産業廃棄物焼却施設等)	368,870	2	3	245,913
旧第8項 (高度テレビジョン放送施設)		3	4	
		4	5	
		1	2	
旧第12項 (鉄道駅総合改善事業)		3	4	
旧第14項 (旧国際電信電話株)		3	5	
旧第15項 (地方卸売市場)		4	5	
		3	4	
旧第17項	① (立体交差化施設等)	1	6	
	② (旧交納付金法附則第19項)	-	-	
	③ (旧交納付金法附則第20項)	-	-	
旧第19項 (指定法人等の大規模外貨埠頭)		1	2	
旧第20項 (水力発電施設の魚道)		2	3	
旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)		1	2	
		2	3	
旧第20項 (スーパー中樞港湾)		1	2	
旧第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)		1	2	
旧第27項 (特定特殊自動車)	2,096	1	2	1,048
旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)		-	-	
旧第36項 (公共荷さばき施設)		1	2	
旧第37項 (一般廃棄物処理施設)		1	2	
旧第40項 (ノンフロン製品)(地域決定型地方税特例措置(わがまち特例))		3	4	
合 計	453,024	-	-	277,537

## (3) 償却資産(つづき)

(単位：千円)

区分	決定価格 (A)	課税標準の特例率		課税標準額(D) (A)×(B)÷(C)		
		(B)	(C)			
法附則第15条の2	第1項	①(旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)	1	3		
	第2項	①(JR北海道・四国に係る特例)	1	2		
		②(新線構築物)	1	6		
		③(新線立体交差化施設)	1	12		
		④(新幹線鉄軌道用資産)	1	12		
		⑤(青函・本四 鉄道施設)	1	12		
		⑥(青函・本四 新線構築物)	1	36		
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1	72		
		⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1	20		
		⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	6		
			1	12		
		⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1	6		
		⑪(変・送電用資産)	3	10		
		⑫(新造車両)	1	3		
⑫(鉄道耐震補強設備)	1	3				
法附則第15条の3	承継特例とJR北海道・四国に係る特例・旧交付金法との連乗	①(旅客会社等に係る承継特例)	448	3	5	269
		②(旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)		-	-	
		③(JR北海道・四国に係る特例)		3	10	
		④(JR北海道・四国に係る特例・旧交付金法附則第17項・立体交差化施設)		-	-	
旧法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差化施設)		1	3		
合計		448	-	-	269	
法附則第56条		第12項(東日本大震災・津波被災)		1	2	
		第15項(東日本大震災・居住困難区域)		1	2	
法附則第56条の2	旧第3項	①(被災代替鉄道施設等)		2	3	
		②(被災代替鉄道施設等)		1	3	
	旧第4項	①(被災特定地方交通線)		1	4	
		②(新線構築物)		1	12	
		③(新線立体交差化施設)		1	24	
		④(河川事業鉄軌道用資産)		1	24	
		⑤(変・送電用資産)		3	20	
合計		0	-	-	0	

## 4 固定資産税縦覧件数

(単位：人)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
土 地		3,356	3,273	2,892	3,191	2,591
家 屋		2,814	2,782	2,381	2,728	2,283
償 却 資 産		456	514	469	558	446
計		(1,888)	(1,798)	(1,521)	(1,559)	(1,526)
		<b>6,626</b>	<b>6,569</b>	<b>5,742</b>	<b>6,477</b>	<b>5,320</b>

(注) ( ) 中は実人数。

※閲覧者数を含む。

## 5 登記申請書受領件数

(単位：件)

区 分	年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
所有権移転	土 地	44,174	45,423	45,298	48,381	48,213
	家 屋	11,579	11,613	11,871	12,091	12,526
	計	55,753	57,036	57,169	60,472	60,739
建築・分合筆等	土 地	12,449	17,421	15,556	14,357	16,970
	家 屋	6,645	7,402	6,589	6,599	6,878
	計	19,094	24,823	22,145	20,956	23,848
土 地	計	56,623	62,844	60,854	62,738	65,183
家 屋	計	18,224	19,015	18,460	18,690	19,404
合	計	<b>74,847</b>	<b>81,859</b>	<b>79,314</b>	<b>81,428</b>	<b>84,587</b>